



みらい経営グループ
あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人みらい経営レポート

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

今月の視点

605号

年収103万円の「壁」の引上げ

～大学生のアルバイト、親の所得税に注意～

所得税（年末調整）改正の概要

① 年収103万円の壁

例年のように12月に入ると年末調整の時期で慌たしくなります。特に今年2025年は大きな改正が所得税であります。

基礎控除額が定額であり続けてきていました。近年、諸物価が上がり実質的な税負担が増えているという課題があります。「手取り」を増やす、ということが選挙のスローガンにもなりました。

諸物価、特に生活必需品をはじめとして基礎的収支項目は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇しているような状況下で、所得税法では基礎控除額が48万円から10万円引き上げられ58万円となりました。また、令和7年と8年は加算額もあります。

年収103万円の壁、ということは給与所得控除の最低額が55万円、基礎控除48万円ですから、所得税は納める必要がなく合計103万円という収入ラインとして「103万円の壁」と言われてきました。

そして、世帯主が適用を受けられる配偶者控除や、扶養控除の対象となる人の所得収入も、その人の給与のみの場合も103万円が上限だったので「壁」と言われています。

すなわち、所得税が発生する収入ラインという意味で「壁」という表現が使われています。また、世帯主などの納税者本人が適用を受けられる配偶者控除や扶養控除の対象となる人の所得要件も、その人の収入が給与のみの場合、給与収入が103万円が上限だったので、この面でも「壁」と言われています。

なお、この改正は7年中は変更せず、年末調整で適用しますので、例年よりも多額の「年調返還金」が発生すると思われます。

② 給与所得控除の見直し

55万円の最低保証額が65万円に引き上げられました。

③ 基礎控除の見直し

48万円から58万円に引き上げられました。なお、合計所得132万円（給与だけなら200万3999円）以下の場合には95万円です。令和7年と8年は所得金額により加算額があります。

④ 特定親族特別控除の創設～親子の日頃のコミュニケーションの大切さ～

19歳以上23歳未満の子を持つ親が、子の所得に応じて所得控除を受けられる制度です。

子の年収（給与のみ）が150万円以下なら、親の控除は63万円です。150万円を超えても188万円以下なら段階的に控除額が減ります。そのため、子の給与の見積額や控除を会社へ正確に申告する必要があります。

子の給与額の数万円単位の変動で控除額が変わるため、申告額が誤って会社へ伝わるケースがあると思われます。例えば子の収入が149万円と見積もり、年調後に年末の多忙などで年収が156万円になると控除は63万円ではなく51万円となります。

そうすると翌年半ば、税務署から「扶養控除等の見直し」などの行政指導が勤め先の会社へ届きます。個人情報ですから、署は勤務先に言えない。昨年までは対象になるかならないかだったのも、署に指摘されても修正しやすかったと思われます。今後は署が「正解」を伝えないので、親が子から正確な収入を聞き出す必要があります。でも、どうしてもわからない場合は「控除の適用を諦めなくてはならないケースもありそうだ」と思います。

ミス防止は、子と日頃の密接なコミュニケーションが前提です。給与明細を見せてもらったり、11～12月の勤務の状況と給与額を入手して年収を見積もるなどが必要です。

⑤ 扶養親族等所得要件10万円引上げ

- イ ひとり親の生計を一にする子の所得要件 48万円→58万円
- ロ 勤労学生の所得要件 75万円→85万円以下
- ハ 同一生計配偶者の所得要件 48万円→58万円
- ニ 扶養親族の所得要件 48万円→58万円
- ホ 配偶者特別控除の所得要件 48万円超133万円以下→58万円超133万円以下

⑥ 年末調整の誤りがあった場合

年調で過大な控除となり所得税が不足した場合

→社員が気づき、個人で確定申告してやり直して納税

→税務署から会社に案内があり、内容確認して年調の再計算をして納税

⑦ 特定親族扶養

19歳以上23歳未満の親族の年収が150万円以下の場合、親の所得税控除63万円

150万円を超えた場合、その収入により親の所得税控除は3万円から61万円

ご意見・ご質問等お寄せください。

税理士法人みらい経営 石川光男

11月の税務と労務

令和7年9月の決算法人の確定申告、消費税など納税	期限（12月1日）
令和8年3月の決算法人の中間申告、納税	期限（12月1日）
令和8年3月の決算法人の消費税の中間申告	期限（12月1日）
令和7年10月分源泉所得税納付	期限（11月10日）

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士	石 川 光 男
税理士	秋 江 み ほ
社会保険労務士	小 菅 初 子

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号
TEL052(651)6000 FAX052(652)0066